

鳥取県立厚生病院医事業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 0 月

鳥取県立厚生病院

鳥取県立厚生病院医事業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、鳥取県立厚生病院における医事業務を委託するにあたり、受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

- (1) 委託業務の名称 鳥取県立厚生病院医事業務委託
- (2) 委託業務の内容 別紙「鳥取県立厚生病院医事業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務の実施場所 鳥取県倉吉市東昭和町 150 番地 鳥取県立厚生病院
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 予算額 3 0 5, 4 1 2 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 発注者 鳥取県立厚生病院長 花木 啓一

3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等の健康診断・医療サービス」に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 7 年 10 月 30 日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 7 の（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 7(2) の場所に必ず連絡すること。

- (3) 調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな

いこと。

- (5) 令和4年4月1日以降に病床数300床以上の病院において、鳥取県立厚生病院医事業務委託仕様書1ページ2「業務の概要」に記載する業務（以下「同種業務」という。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき鳥取県の指定公金事務取扱者に係る指定を受けている者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、鳥取県の指定公金事務取扱者に係る指定を受けていない者は、指定公金事務取扱者指定要件確認依頼書（様式第6号）及び必要な書類を、令和7年11月7日（金）正午までに7(1)の場所に提出すること。

4 日程及び手続

- (1) 基本的な日程及び手続の流れ

令和7年10月21日（火） 調達公告日
令和7年10月31日（金） 質問受付期限
令和7年11月7日（金） 質問への回答
令和7年11月19日（水） 参加表明書提出期限
令和7年11月26日（水） 評価委員会の通知
令和7年12月2日（火） 企画提案書の提出期限

- (2) 手続等

ア 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領及び関係書類一式は、令和7年10月21日（火）から同年11月19日（水）までの間にホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>) から入手するものとする。

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

・ 交付期間及び時間

令和7年10月21日（火）から同年11月19日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という）を除く）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

・ 交付場所

7(1)に記載する場所

イ 交付資料

- ・ 鳥取県立厚生病院医事業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・ 鳥取県立厚生病院医事業務委託仕様書

- (3) 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

ア この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、7（1）の場所に、令和7年11月19日（水）午後5時までに次のものを持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

また、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号） 1部
- ② 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号） 1部
- ③ 指定公金事務取扱者の指定に係る通知の写し又は指定公金事務取扱者要件確認書の写し 1部

イ アにより提出された書類を審査し、その結果について通知する。また、公募型プロポーザル参加資格が認められた者には、プレゼンテーションの実施日時、場所等について通知する。

ウ イの審査により、公募型プロポーザル参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、書面（様式自由）により、その理由について説明を求めることができる。

なお、その回答については、説明を求めることができる期日の最終日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面で回答する。

5 企画提案書の作成及び提出方法

（1）企画提案書の内容

ア 企画提案書は、次の①～⑩の評価項目ごとに、考え方、実施方法、実施体制等を概ね3枚以内で具体的に記載すること。なお、企画提案書の作成に当たっては、別紙「鳥取県立厚生病院医事業務委託企画提案書評価基準書（以下「評価基準書」という。）」を参照すること。

- ①鳥取県立厚生病院の使命・役割に沿った業務運営（医事業務に対する熱意も記載すること）
- ②同種業務の実績（DPC対象病院、電子カルテ導入病院にあってはその旨も付記すること）
- ③人員配置計画（現場責任者の経歴、現場の組織体制、配置スタッフの資格・経験年数を明記すること）
- ④事故（災害）発生時の現場管理体制及び従業員の安全衛生管理に対する配慮
- ⑤契約交代時の業務引継ぎの対応
- ⑥人材確保・人材育成への対応
- ⑦職員の年間研修計画
- ⑧患者サービス向上への対応（オンライン資格確認への対応についても明記すること）

⑨診療収入確保のための具体的提案

⑩その他病院経営に資する提案

イ 用紙はA4判とし、記載形式は自由とする。

ウ 企画提案書は、簡潔にわかりやすく記載すること。また、具体的な数値を示すことができるものは数値を記載すること。

エ 企画提案書は、30 ページ以内とし、ページ番号を付すこと。

オ 企画提案書に記載する内容は、見積額の範囲内で実現可能なものに限る。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出方法

紙媒体で作成したものを、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、参加表明書の提出の場合と同じ送付方法とし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

イ 提出期限及び提出場所

提出期限：令和7年12月2日（火）午後5時まで

提出場所：鳥取県立厚生病院医事課

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150 番地

電話 0858-22-8181

ウ 提出物及び提出部数

次に示す提出物を必要部数作成し、提出すること。

- ・企画提案書提出書（様式第3号） 1部
- ・会社概要及び業務実績（任意様式） 8部
- ・企画提案書 8部
- ・見積書（様式第4号） 1部
- ・個人情報の管理に係る申告書（様式第7号） 1部

(3) 提出物に関する問い合わせ

提出された企画提案書の内容について、文書、電子メール、電話等により問い合わせを行う場合がある。

(4) 質問の受付及び回答

ア 企画提案書等の作成・提出及びこの公募型プロポーザルに関する質問

質問は、鳥取県立厚生病院医事業務委託質問書（様式第5号）を作成し、電子メール又はファクシミリを利用して提出することとし、訪問、電話による質問は受け付けないものとする。

イ 質問の受付期限

令和7年10月31日（金）午後5時まで

ウ 提出先

電子メールアドレス：kouseibyounin@pref.tottori.lg.jp

エ 質問に対する回答

質問への回答は、令和7年11月7日（金）までにホームページ
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoin/>) で公開する。

6 企画提案書、見積額の評価及び審査結果の通知、契約の締結

(1) プレゼンテーションによる企画提案書の評価

公募型プロポーザル参加者は、評価委員会において自らの提案をプレゼンテーションすることとし、評価委員会の委員は、提案の際の質疑応答も踏まえた上で評価基準書に基づき、合議により評価を行うものとする。

また、プレゼンテーションの実施方法は概ね次のとおりとするが、プレゼンテーションの具体の日時及び場所等については、令和7年11月26日（水）までに通知する。

ア 期日

令和7年12月11日（木）（予定）

イ 場所

倉吉市東昭和町150番地 鳥取県立厚生病院 第1及び第2会議室（外来・中央診療棟5階）

ウ 実施方法

プレゼンテーションは1提案につき30分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、評価委員との質疑応答時間を30分程度設けることとする。

(2) 評価方法

評価方法は、評価委員会が評価基準書の評価項目ごとに評価基準により配点の範囲内で採点（以下「評価点」という。）する。但し、企画提案に対する評価において、評価点合計が350点に満たない場合は失格とする。

(3) 審査結果の通知

鳥取県立厚生病院長は、予算額の範囲内で見積書を提出した者であって、評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者に選定し、その旨を通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

なお、同点となり最優秀提案候補者が2名存在する場合は、評価委員の合議によって最優秀提案者を決定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(4) 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、評価点の合計点数により順位づけられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(5) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなけ

ればならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（6）暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（7）企画提案書の取扱い

ア 企画提案書の取扱い

企画提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

イ 著作権の取扱い

鳥取県立厚生病院は、提案者に対して提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(8) その他

ア 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

イ 3 の参加資格要件のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。

ウ 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

エ 企画提案書、見積書の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

7 手続等に関する問い合わせ

(1) 公募型プロポーザル及び仕様に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150 番地
鳥取県立厚生病院事務局医事課医事担当
電話 0858-22-8181（内線 3102・3103）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431